

## 第2節 一般廃棄物

### 1 県内におけるごみ処理

#### (1) ごみ処理の状況

一般廃棄物（ごみ）とは、家庭から排出されるごみと事業活動に伴って発生するごみのうち、産業廃棄物以外のごみをいう。ごみは、市町村が適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、それぞれ一般廃棄物処理計画を定め、これに従ってごみの収集、運搬、処分（再生を含む）を行っている。

#### ○ごみの総排出量

平成27年度における県内のごみの総排出量は、448,532 t（1,225 t/日）となっており、そのうち、426,843 t（1,166 t/日）が計画収集、21,184 t（58 t/日）が直接搬入され、505 t（1 t/日）が集団回収されている。

なお、県民1人1日当たりのごみ排出量は841g/人・日で、前年度の844g/人・日とほぼ横ばいとなった。

また、その他に、7 tのごみが自家処理されている。

（表2-1、図2-1、図2-2）

#### ○ごみの処理状況

収集されたごみの処理は、図2-4の流れで行われている。総処理量は、445,323tで処理の内訳としては、383,532t（86.1%）が焼却施設で直接焼却、2,360t（0.5%）が直接最終処分され、直接資源化8,072t（1.8%）、その他51,359t（11.5%）が焼却以外の中間処理施設で処理されている。なお、総資源化量は65,623t（リサイクル率14.7%）、総最終処分量は26,946t（最終処分率6.0%）となっている。

（表2-2、表2-3、表2-4、図2-3、図2-4、図2-5、図2-6、図2-7）

#### (2) ごみの形態別収集量・率

平成27年度におけるごみの形態別の収集状況は、市町村等によるものが62.5%（うち直営4.5%、委託58.0%）で、許可業者によるものが37.5%となっている。（表2-5）

表2-1 ごみ総排出量の推移

(単位:t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	計画 収集量	直接 搬入量	集団 回収量	ごみ 総排出量	自家 処理量	排出量	最終処分量 (t)	総人口 (人)	計画収集 人口(人)	1人1日 当たりの ごみ排出量 (g/人・日)
昭和63	379,563 (1,040)	28,743 (79)	— (—)	<b>408,306</b> <b>(1,119)</b>	1,414 (4)	— (—)	— (—)	1,229,489	1,229,489	<b>910</b>
平成元	403,105 (1,104)	29,051 (80)	— (—)	<b>432,156</b> <b>(1,184)</b>	1,204 (3)	— (—)	— (—)	1,237,134	1,237,134	<b>957</b>
" 2	413,592 (1,133)	26,817 (73)	— (—)	<b>440,409</b> <b>(1,207)</b>	1,017 (3)	— (—)	— (—)	1,242,908	1,242,906	<b>971</b>
" 3	419,340 (1,146)	33,524 (92)	— (—)	<b>452,864</b> <b>(1,237)</b>	2,119 (6)	— (—)	— (—)	1,248,081	1,248,081	<b>991</b>
" 4	419,991 (1,151)	43,006 (118)	— (—)	<b>462,997</b> <b>(1,268)</b>	1,925 (5)	— (—)	187,960 (515)	1,255,972	1,255,972	<b>1,010</b>
" 5	427,316 (1,171)	50,836 (139)	4,051 (11)	<b>482,203</b> <b>(1,321)</b>	752 (2)	— (—)	199,767 (547)	1,264,974	1,264,974	<b>1,044</b>
" 6	441,463 (1,209)	50,144 (137)	3,805 (10)	<b>495,412</b> <b>(1,357)</b>	482 (1)	— (—)	203,994 (559)	1,276,799	1,276,799	<b>1,063</b>
" 7	437,401 (1,195)	49,171 (134)	4,815 (13)	<b>491,387</b> <b>(1,343)</b>	459 (1)	— (—)	193,091 (528)	1,286,898	1,281,993	<b>1,043</b>
" 8	448,967 (1,230)	42,255 (116)	6,176 (17)	<b>497,398</b> <b>(1,363)</b>	544 (1)	<b>497,942</b> <b>(1,364)</b>	191,642 (525)	1,295,762	1,290,351	<b>1,052</b>
" 9	450,788 (1,235)	41,929 (115)	6,473 (18)	<b>499,190</b> <b>(1,368)</b>	1,393 (4)	<b>500,583</b> <b>(1,371)</b>	180,356 (494)	1,304,476	1,298,990	<b>1,048</b>
" 10	464,299 (1,272)	38,314 (105)	5,701 (16)	<b>508,314</b> <b>(1,393)</b>	304 (1)	<b>508,618</b> <b>(1,393)</b>	168,832 (463)	1,313,728	1,308,245	<b>1,060</b>
" 11	475,172 (1,298)	31,843 (87)	5,490 (15)	<b>512,505</b> <b>(1,400)</b>	315 (1)	<b>512,820</b> <b>(1,401)</b>	170,256 (465)	1,324,987	1,320,035	<b>1,057</b>
" 12	479,924 (1,315)	21,095 (58)	5,714 (16)	<b>506,733</b> <b>(1,388)</b>	30 (0)	<b>506,763</b> <b>(1,388)</b>	134,105 (367)	1,337,443	1,333,766	<b>1,038</b>
" 13	465,786 (1,276)	22,057 (60)	4,063 (11)	<b>491,906</b> <b>(1,348)</b>	216 (1)	<b>492,122</b> <b>(1,348)</b>	99,678 (273)	1,345,801	1,342,122	<b>1,001</b>
" 14	465,320 (1,275)	20,574 (56)	4,696 (13)	<b>490,590</b> <b>(1,344)</b>	1,722 (5)	<b>492,312</b> <b>(1,349)</b>	90,874 (249)	1,355,926	1,352,164	<b>991</b>
" 15	458,737 (1,253)	23,656 (65)	4,311 (12)	<b>486,704</b> <b>(1,330)</b>	911 (2)	<b>487,615</b> <b>(1,332)</b>	86,374 (236)	1,365,359	1,361,416	<b>974</b>
" 16	441,459 (1,209)	18,748 (51)	4,214 (12)	<b>464,421</b> <b>(1,272)</b>	521 (1)	<b>464,942</b> <b>(1,274)</b>	75,409 (207)	1,375,037	1,372,144	<b>925</b>
" 17	439,156 (1,203)	15,728 (43)	7,467 (20)	<b>462,351</b> <b>(1,267)</b>	2,551 (7)	<b>464,902</b> <b>(1,274)</b>	58,718 (161)	1,386,137	1,383,115	<b>914</b>
" 18	439,725 (1,205)	16,519 (45)	6,868 (19)	<b>463,112</b> <b>(1,269)</b>	304 (1)	<b>463,416</b> <b>(1,270)</b>	47,327 (130)	1,391,454	1,390,382	<b>912</b>
" 19	433,711 (1,185)	20,167 (55)	4,610 (13)	<b>458,488</b> <b>(1,253)</b>	4 (0)	<b>458,492</b> <b>(1,253)</b>	46,039 (126)	1,396,514	1,396,502	<b>897</b>
" 20	406,206 (1,113)	17,375 (48)	1,054 (3)	<b>424,635</b> <b>(1,163)</b>	14 (0)	<b>424,649</b> <b>(1,164)</b>	38,339 (105)	1,399,376	1,399,366	<b>831</b>
" 21	409,305 (1,121)	17,095 (47)	865 (2)	<b>427,265</b> <b>(1,171)</b>	12 (0)	<b>427,277</b> <b>(1,171)</b>	35,434 (97)	1,407,522	1,407,514	<b>832</b>
" 22	411,552 (1,128)	18,488 (51)	926 (3)	<b>430,966</b> <b>(1,181)</b>	10 (0)	<b>430,976</b> <b>(1,181)</b>	32,034 (88)	1,415,596	1,415,585	<b>834</b>
" 23	420,846 (1,150)	20,471 (56)	815 (2)	<b>442,132</b> <b>(1,208)</b>	9 (0)	<b>442,141</b> <b>(1,208)</b>	26,671 (73)	1,425,622	1,425,610	<b>847</b>
" 24	426,737 (1,169)	20,348 (56)	436 (1)	<b>447,521</b> <b>(1,226)</b>	6 (0)	<b>447,527</b> <b>(1,226)</b>	27,066 (74)	1,436,911	1,436,886	<b>853</b>
" 25	417,626 (1,144)	18,328 (50)	474 (1)	<b>436,428</b> <b>(1,196)</b>	6 (0)	<b>436,434</b> <b>(1,196)</b>	26,242 (72)	1,441,361	1,441,332	<b>830</b>
" 26	425,218 (1,165)	20,800 (57)	443 (1)	<b>446,461</b> <b>(1,223)</b>	6 (0)	<b>446,467</b> <b>(1,223)</b>	28,018 (77)	1,449,332	1,449,292	<b>844</b>
" 27	426,843 (1,166)	21,184 (58)	505 (1)	<b>448,532</b> <b>(1,225)</b>	7 (0)	<b>448,539</b> <b>(1,226)</b>	26,946 (74)	1,456,739	1,456,703	<b>841</b>

注)・「ごみ総排出量」＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「集団回収量」である。

・平成17年度実績のとりまとめより、ごみ総排出量の定義が「ごみ総排出量」＝「計画収集量」＋「直接搬入量」＋「自家処理量」から上記のように変更になった。なお、第1表は過去の数値も再計算したものである。

・「排出量」＝「ごみ総排出量」＋「自家処理量」である。

・1人1日当たりのごみ排出量＝(計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量)÷(計画収集人口＋自家処理人口)÷365又は366

・四捨五入により合計が一致しない場合がある。

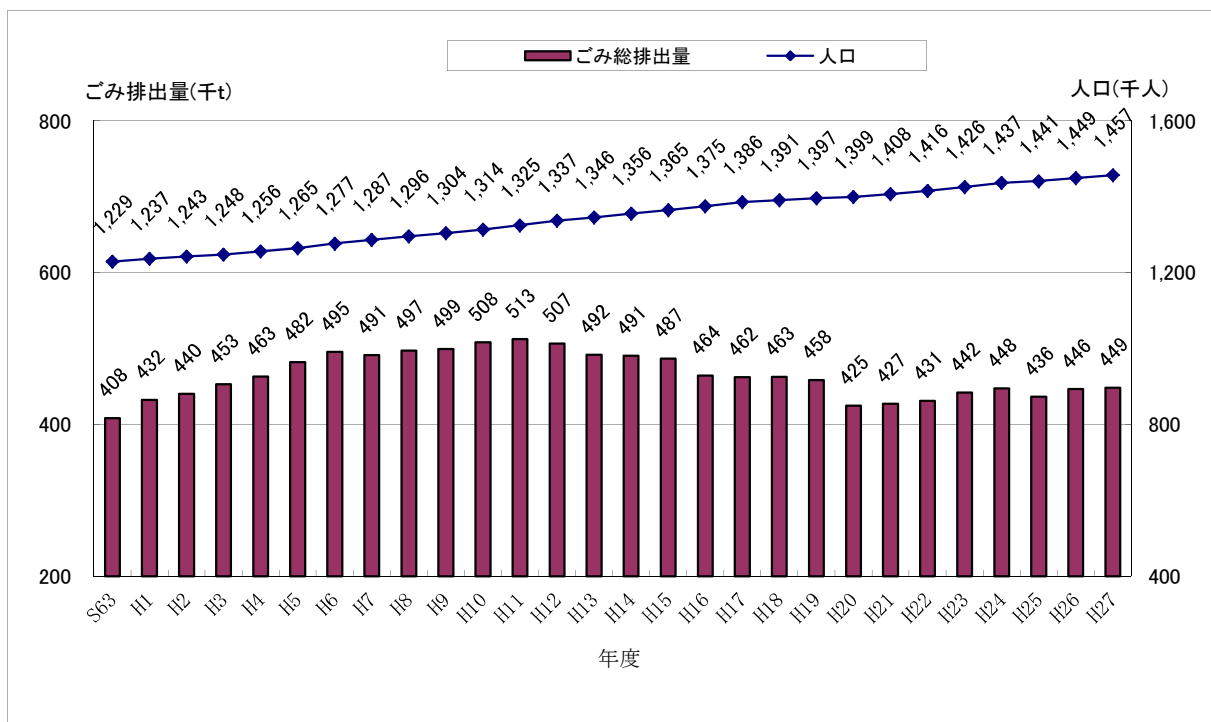


図 2 - 1 ごみ総排出量の推移

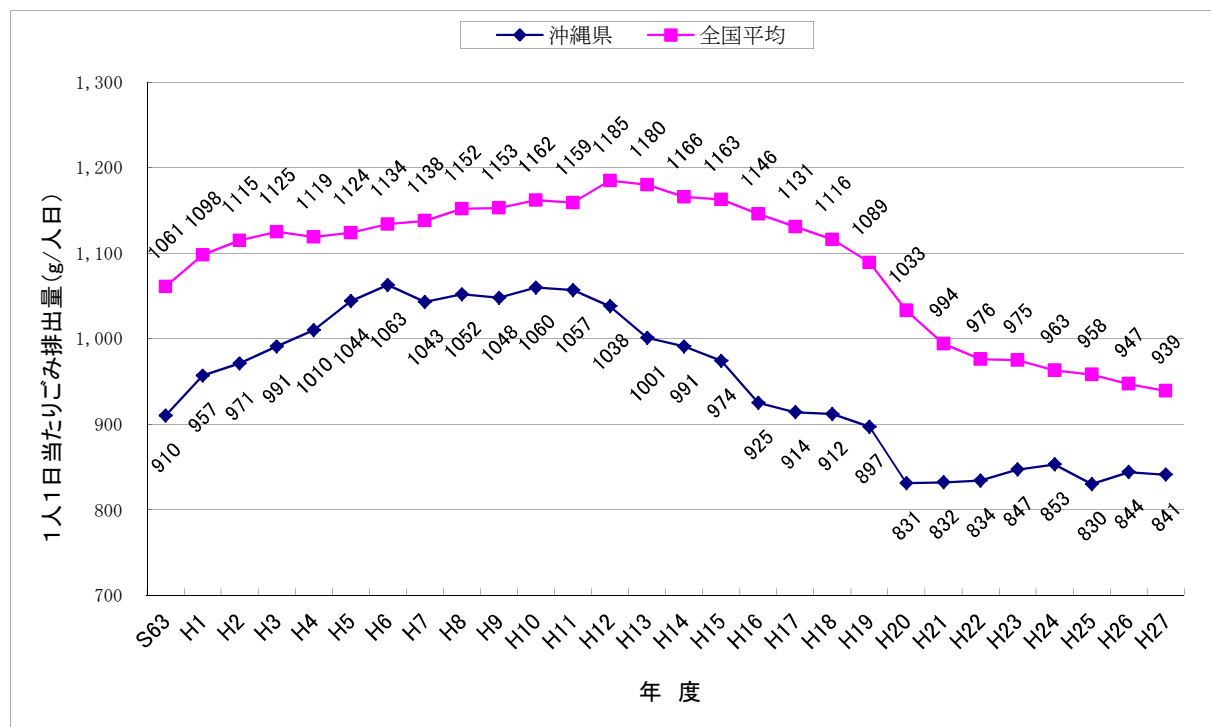


図 2 - 2 1人1日当たり排出量の推移

表 2-2 収集ごみの処理状況の推移

(単位：t/年、下段()内はt/日)

区分 年度	ごみの 総処理量	直接焼却	直接埋立	焼却以外の 中間処理量	直接資源化	中間 処理率
平成10	502,613 (1,377.0)	354,679 (971.7)	100,665 (275.8)	41,212 (112.9)	6,057 (16.6)	80.0%
" 11	507,015 (1,385.3)	353,956 (967.1)	102,941 (281.3)	43,863 (119.8)	6,255 (17.1)	79.7%
" 12	498,177 (1,364.9)	366,224 (1,003.4)	69,674 (190.9)	52,294 (143.3)	9,985 (27.4)	86.0%
" 13	492,298 (1,348.8)	385,120 (1,055.1)	42,071 (115.3)	49,279 (135.0)	15,828 (43.4)	91.5%
" 14	490,573 (1,344.0)	387,397 (1,061.4)	37,073 (101.6)	50,007 (137.0)	16,096 (44.1)	92.4%
" 15	481,655 (1,316.0)	380,325 (1,039.1)	32,704 (89.4)	52,963 (144.7)	15,663 (42.8)	93.2%
" 16	468,424 (1,283.4)	372,832 (1,021.5)	27,144 (74.4)	51,859 (142.1)	16,589 (45.4)	94.2%
" 17	454,884 (1,246.3)	379,331 (1,039.3)	20,377 (55.8)	46,193 (126.6)	8,983 (24.6)	95.5%
" 18	456,244 (1,250.0)	392,647 (1,075.7)	9,122 (25.0)	45,385 (124.3)	9,090 (24.9)	98.0%
" 19	453,878 (1,240.1)	382,878 (1,046.1)	6,762 (18.5)	53,624 (146.5)	10,614 (29.0)	98.5%
" 20	419,763 (1,150.0)	365,132 (1,000.4)	3,708 (10.2)	42,832 (117.3)	8,091 (22.2)	99.1%
" 21	423,960 (1,161.5)	364,026 (997.3)	2,712 (7.4)	48,465 (132.8)	8,757 (24.0)	99.4%
" 22	428,630 (1,174.3)	371,167 (1,016.9)	3,066 (8.4)	47,715 (130.7)	6,682 (18.3)	99.3%
" 23	440,324 (1,203.1)	373,438 (1,020.3)	2,555 (7.0)	56,723 (155.0)	7,608 (20.8)	99.4%
" 24	444,621 (1,218.1)	378,930 (1,038.2)	2,350 (6.4)	54,982 (150.6)	8,359 (22.9)	99.5%
" 25	435,988 (1,194.5)	375,376 (1,028.4)	2,915 (8.0)	49,455 (135.5)	8,242 (22.6)	99.3%
" 26	444,189 (1,217.0)	382,778 (1,048.7)	2,131 (5.8)	51,324 (140.6)	7,956 (21.8)	99.5%
" 27	445,323 (1,216.7)	383,532 (1,050.8)	2,360 (6.5)	51,359 (140.7)	8,072 (22.1)	99.5%

注)・直接埋立は焼却残渣等の埋立量を除く。  
 ・「直接資源化」とは、資源化等を行う施設を経ずに直接、再生業者等に搬入される量であり、平成10年度より新たに設けられた項目である。  
 ・中間処理率=(直接焼却量)+(焼却以外の中間処理量)+(直接資源化量)÷(ごみの総処理量)×100

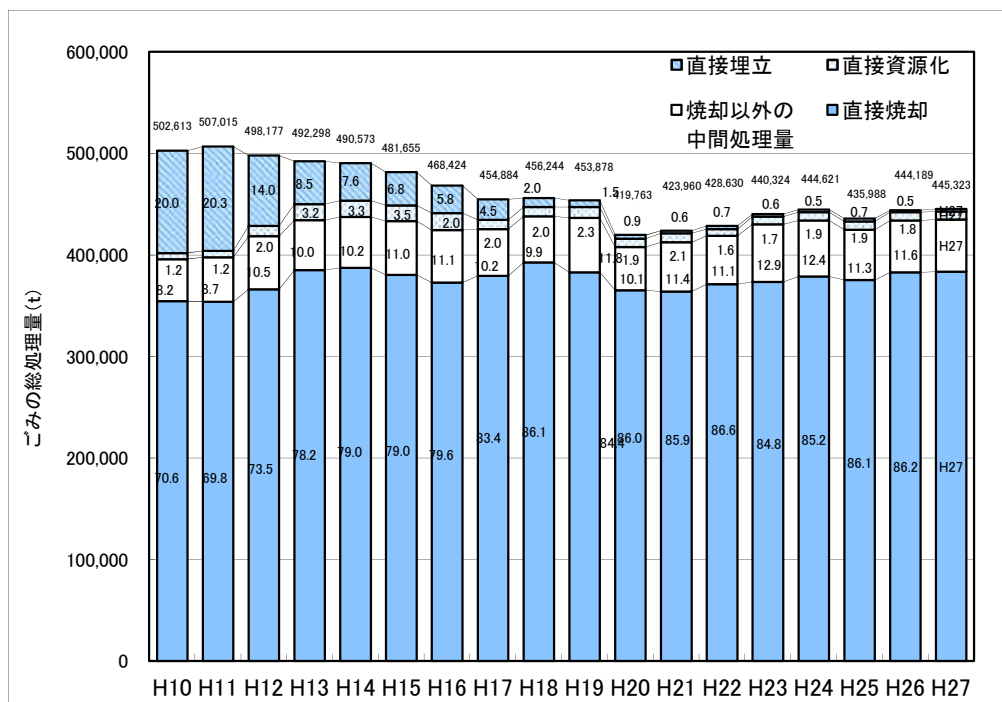


図 2-3 収集ごみの処理状況の推移

注) グラフ中の数値は構成比率 (%) を示す

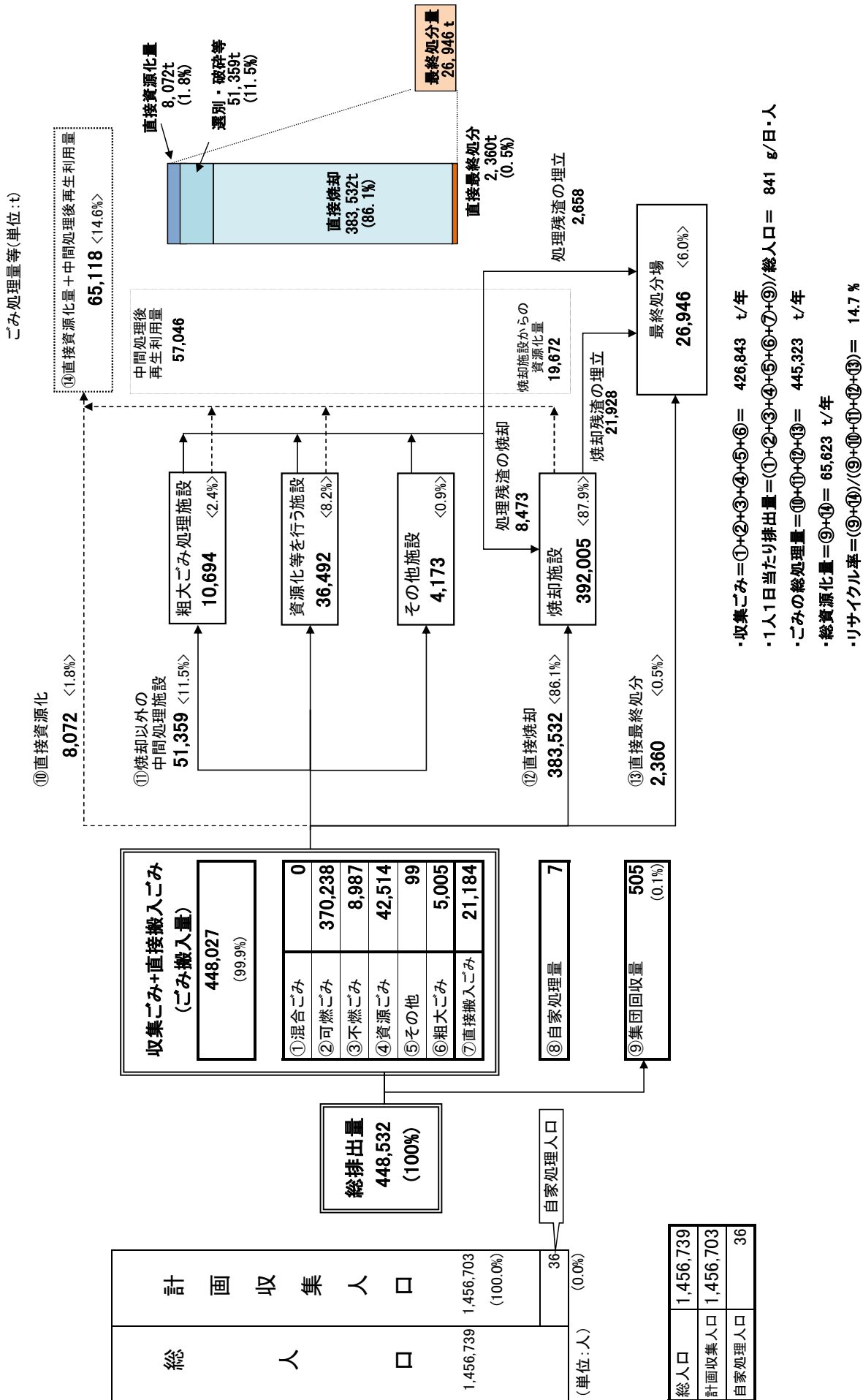


図2-4 ごみ処理フロー図(詳細)・ごみ処理の状況(平成27年度実績)

表2-3 総資源化量とリサイクル率の推移

	(単位:t/年)																	
	年度	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
市町村等によるごみの資源化量	27,846	34,853	50,262	51,318	52,104	54,125	47,205	55,527	57,689	50,647	57,143	53,488	66,132	64,741	65,118			
中間処理後再生利用量	21,591	24,868	34,434	35,222	36,441	37,536	38,222	46,437	47,075	42,556	48,386	46,806	57,890	56,785	57,046			
直接資源化量	6,255	9,985	15,828	16,096	15,663	16,589	8,983	9,090	10,614	8,091	8,757	6,682	8,242	7,956	8,072			
集団回収量	5,490	5,714	4,063	4,696	4,311	4,214	7,467	6,868	4,610	1,054	865	926	474	443	505			
<b>資源化量合計</b>	<b>33,336</b>	<b>40,567</b>	<b>54,325</b>	<b>56,014</b>	<b>56,415</b>	<b>58,339</b>	<b>54,672</b>	<b>62,395</b>	<b>62,299</b>	<b>51,701</b>	<b>58,008</b>	<b>54,414</b>	<b>66,606</b>	<b>65,184</b>	<b>65,623</b>			
ごみの総処理量	507,015	498,177	492,298	490,573	481,655	468,424	454,884	456,244	463,706	419,763	423,960	430,040	441,317	444,621	435,988	444,189	445,323	
ごみの総排出量	512,505	506,733	491,906	490,590	486,704	464,421	462,351	463,112	468,488	424,635	427,265	430,966	442,132	447,521	436,428	446,461	448,532	
<b>リサイクル率(%)&lt;沖縄県&gt;</b>	<b>6.5%</b>	<b>8.0%</b>	<b>11.0%</b>	<b>11.4%</b>	<b>11.6%</b>	<b>11.9%</b>	<b>13.5%</b>	<b>13.6%</b>	<b>13.7%</b>	<b>12.3%</b>	<b>13.7%</b>	<b>12.7%</b>	<b>14.4%</b>	<b>15.3%</b>	<b>14.7%</b>	<b>15.3%</b>	<b>14.7%</b>	<b>14.7%</b>
<b>リサイクル率(%)&lt;全国&gt;</b>	<b>13.1%</b>	<b>14.3%</b>	<b>15.0%</b>	<b>14.3%</b>	<b>15.0%</b>	<b>15.9%</b>	<b>16.8%</b>	<b>17.6%</b>	<b>19.0%</b>	<b>19.6%</b>	<b>20.3%</b>	<b>20.3%</b>	<b>20.5%</b>	<b>20.4%</b>	<b>20.4%</b>	<b>20.6%</b>	<b>20.6%</b>	<b>20.6%</b>

注) : 「中間処理後再生利用量」とは、焼却、破碎等の中間処理を行った後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量である。  
 ・ 「集団回収量」とは、市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量をい、ごみの総排出量に含めていない。  
 ・ リサイクル率 (%) = [直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量] ÷ [ごみの総処理量 + 集団回収量]

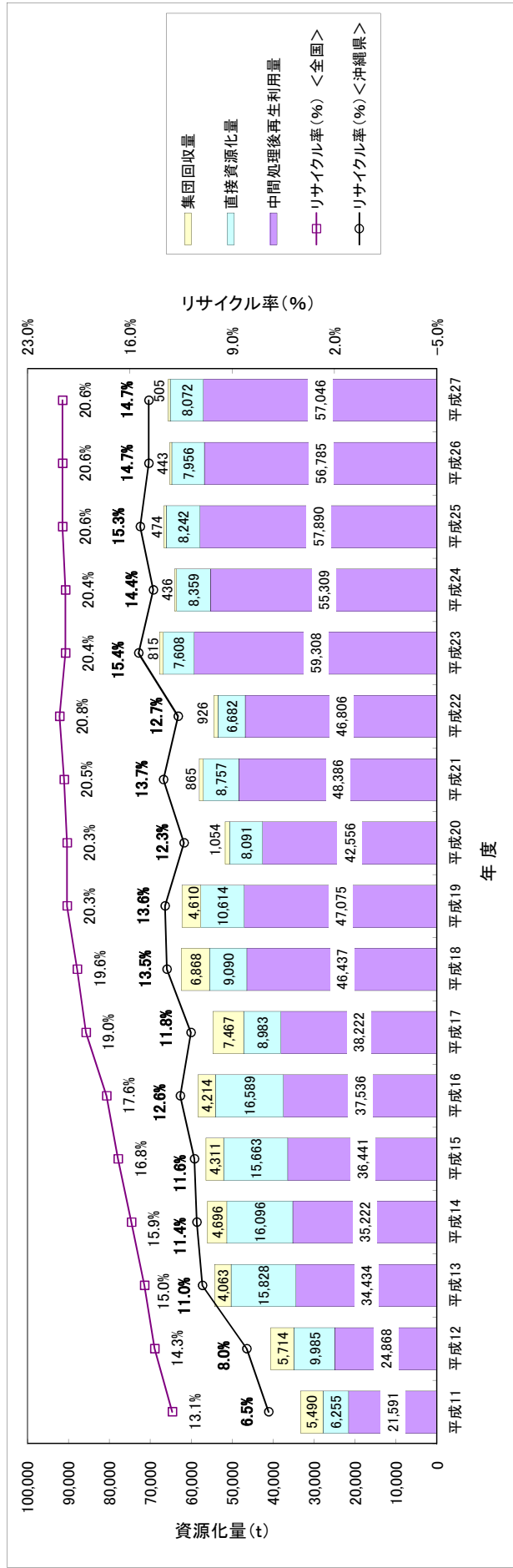


図2-5 総資源化量とリサイクル率の推移

表 2 - 4 最終処分量の推移

(単位:千t)

区分 年度	直接 埋立量	焼却残渣 埋立量	処理残渣 埋立量	最終 処分量	ごみの 総処理量	最終処分率 〈沖縄県〉	最終処分率 〈全国〉
H11	103	55	12	170	513	33.6	21.3
H12	70	55	9	134	507	26.8	20.2
H13	42	50	8	100	492	20.4	19.2
H14	37	47	7	91	491	18.7	17.6
H15	33	48	6	87	487	17.9	16.4
H16	27	43	5	75	464	16.4	16.0
H17	20	34	5	59	462	12.9	14.7
H18	9	34	4	47	463	10.4	13.9
H19	7	33	6	46	454	10.1	13.3
H20	4	31	4	38	420	9.1	12.3
H21	3	29	4	35	423	8.3	11.0
H22	3	26	3	32	430	7.4	10.7
H23	3	21	3	27	441	6.0	10.6
H24	2	22	3	27	445	6.0	10.3
H25	3	21	3	26	436	6.0	10.1
H26	2	24	2	28	444	6.3	10.3
H27	2	22	3	27	445	6.0	10.0

※最終処分率=最終処分量/(計画収集量+直接搬入量)×100

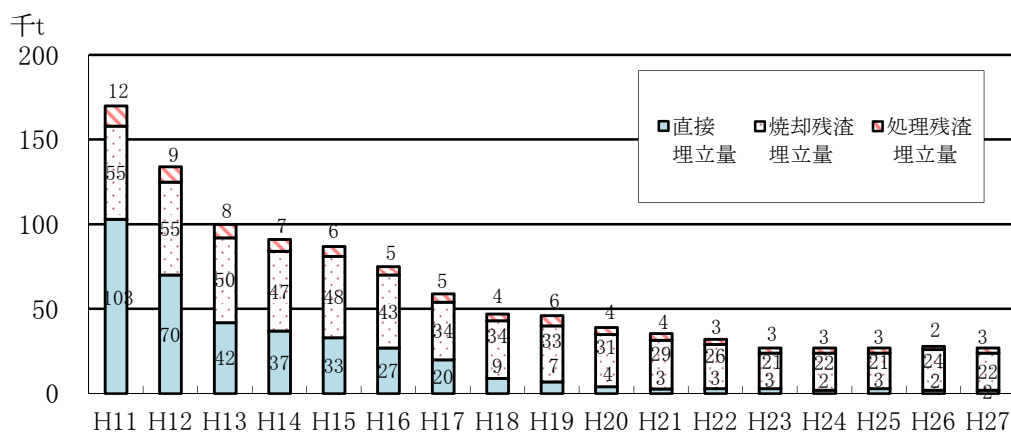


図 2 - 6 最終処分量の推移

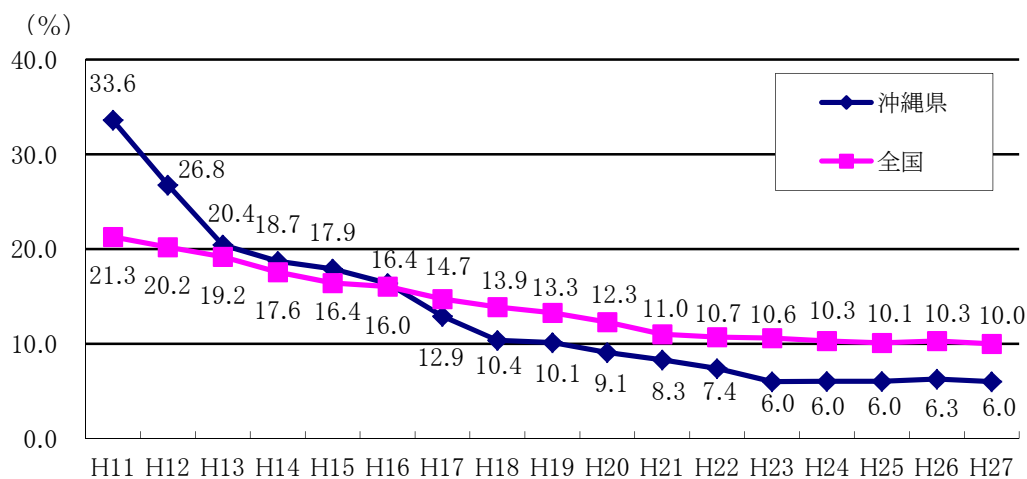


図 2 - 7 最終処分率の推移

表 2-5 ごみの形態別収集量・率の推移

区分	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
地方公共 団体に よるもの	直営	43,841	10.0%	37,921	8.7%	33,736	8.3%	28,977	7.1%	30,380	7.4%
	委託	244,863	55.7%	245,847	56.7%	231,004	56.9%	236,114	57.7%	235,931	57.3%
許可業者に よるもの		151,021	34.3%	149,943	34.6%	141,466	34.8%	144,214	35.2%	145,241	35.3%
計		439,725	100.0%	433,711	100.0%	406,206	100.0%	409,305	100.0%	411,552	100.0%

区分	平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
地方公共 団体に よるもの	直営	30,462	7.2%	23,968	5.6%	22,267	5.3%	22,894	5.4%	19,075	4.5%
	委託	242,561	57.6%	252,052	59.1%	241,952	57.9%	246,572	58.0%	247,769	58.0%
許可業者に よるもの		147,823	35.1%	150,717	35.3%	153,407	36.7%	155,752	36.6%	159,999	37.5%
計		420,846	100.0%	426,737	100.0%	417,626	100.0%	425,218	100.0%	426,843	100.0%

注) 粗大ごみの計画収集量も含む



## 2 県内におけるし尿の処理

### (1) し尿処理の状況

くみ取りし尿、浄化槽汚泥は、市町村、許可業者等により収集され、主に市町村等が設置するし尿処理施設で処理される。

#### ○し尿計画収集人口

非水洗化計画収集人口（計画収集人口＋自家処理人口）は、水洗化人口（下水道人口＋浄化槽人口）の増加に伴い、年々減少傾向にあり、平成27年度においては77,491人となり、総人口の5.3%を占めている。

（表2－6、図2－8）

#### ○し尿の収集状況（1日当たり）

平成27年度において県内で排出されたし尿及び浄化槽汚泥量は、1日当たり410.9k1となっている。そのうち、394.2k1（95.9%）が計画収集されている。

なお、し尿の計画収集量は減少傾向を示しているが、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥収集量は増加傾向にある。

（表2－7）

#### ○し尿の処理状況（1日当たり）

平成27年度において県内で収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、1日当たり299.4k1がし尿処理施設で処理され、10.3k1が農地還元、65.5k1が下水道投入され、18.9k1がその他の方法で処理されている。

なお、海洋投入は平成16年5月で廃止されている。

（表2－8、図2－9、図2－10）

### (2) し尿の形態別収集量・率

平成27年度におけるし尿の形態別の収集状況は、市町村等によるものが1.4%（うち直営0.9%、委託0.5%）で、許可業者のよるものが98.6%となっている。（表2－9）

表 2-6 計画処理区域内人口等の推移

年 度	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
総人口	1,386,137	1,391,490	1,396,514	1,399,376	1,407,522	1,415,596	1,425,622	1,436,911	1,441,493	1,449,332	1,456,739
浄化槽人口	537,819	530,495	513,168	503,904	492,475	482,259	486,152	494,932	463,361	426,789	443,481
公共下水道人口	761,850	783,914	787,174	803,261	822,649	844,434	854,525	858,104	884,970	945,009	935,767
水洗化人口	1,299,669	1,314,409	1,300,342	1,307,165	1,315,124	1,326,693	1,340,677	1,353,036	1,348,331	1,371,798	1,379,248
非水洗化計画収集人口	81,056	76,865	96,000	92,064	92,398	88,739	84,825	83,785	93,073	77,395	77,395
非水洗化自家処理人口	5,412	216	172	147	104	164	120	90	89	139	99

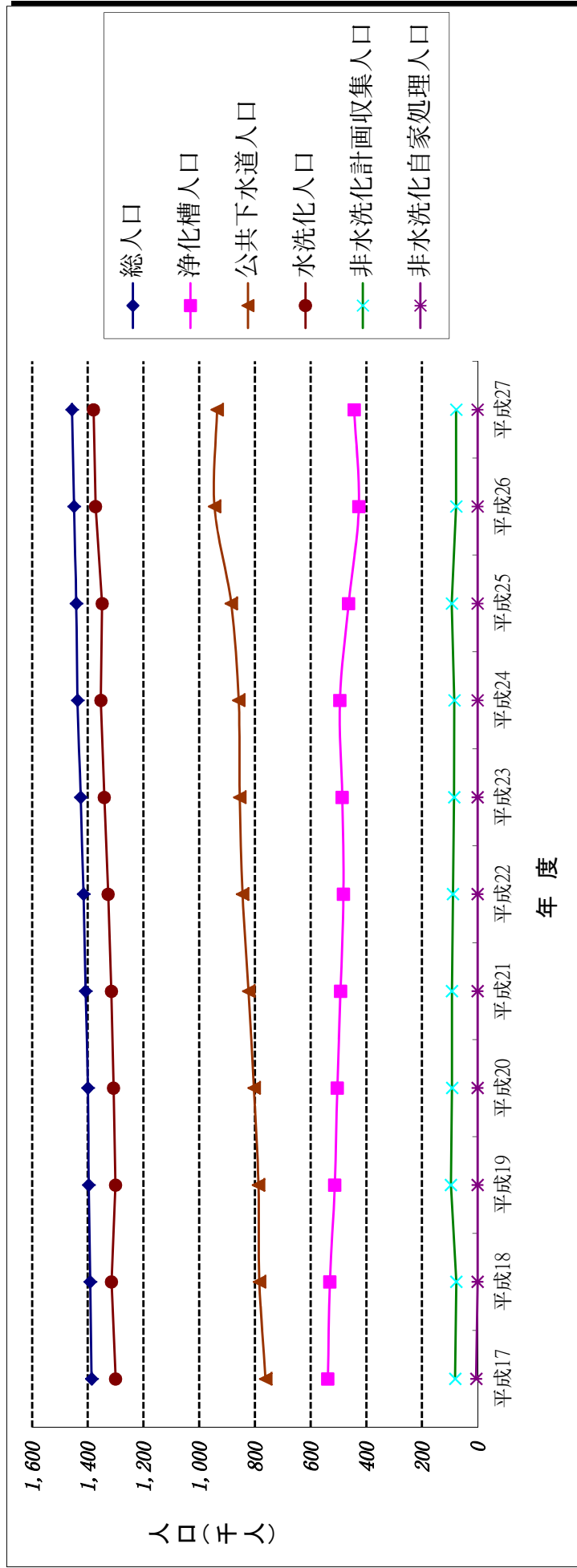


図 2-8 計画処理区域内人口等の推移

表 2-7 し尿の収集量・自家処理量の推移

区分 年度	計画収集量 (kl/日)			自家処理量 (kl/日)			合 計 (kl/日)	計画処理率	
	し尿 (A)	浄化槽 汚泥(B)	計	し尿 (C)	浄化槽 汚泥(D)	計		し尿 ①	浄化槽 汚泥②
平成 15	124.2	245.4	369.6	3.7	2.7	6.4	376.0	97.1%	98.9%
平成16	127.3	250.4	377.7	0.6	0.3	0.9	378.5	99.6%	99.9%
平成17	114.0	255.2	369.2	28.4	37.6	66.0	435.3	80.0%	87.2%
平成18	86.8	267.6	354.4	0.3	0.0	0.3	354.7	99.7%	100.0%
平成19	86.6	261.6	348.2	5.9	0.0	5.9	354.1	93.6%	100.0%
平成20	83.0	265.9	348.9	2.3	3.4	5.7	354.6	97.3%	98.7%
平成21	78.6	273.1	351.7	0.1	0.0	0.1	351.8	99.1%	100.0%
平成22	68.5	273.3	341.8	0.0	0.0	0.0	341.8	100.0%	100.0%
平成23	87.7	287.5	375.2	0.2	0.1	0.3	375.5	99.8%	100.0%
平成24	70.1	277.1	347.2	0.2	0.1	0.3	347.5	99.7%	100.0%
平成25	76.9	319.5	396.5	0.2	0.1	0.2	396.7	99.8%	100.0%
平成26	72.5	321.5	394.0	0.2	16.2	16.4	410.4	99.7%	95.2%
平成27	56.4	337.8	394.2	0.1	16.6	16.7	410.9	99.8%	95.3%

※ ①=(A)/(A)+(C)、②=(B)/(B)+(D)

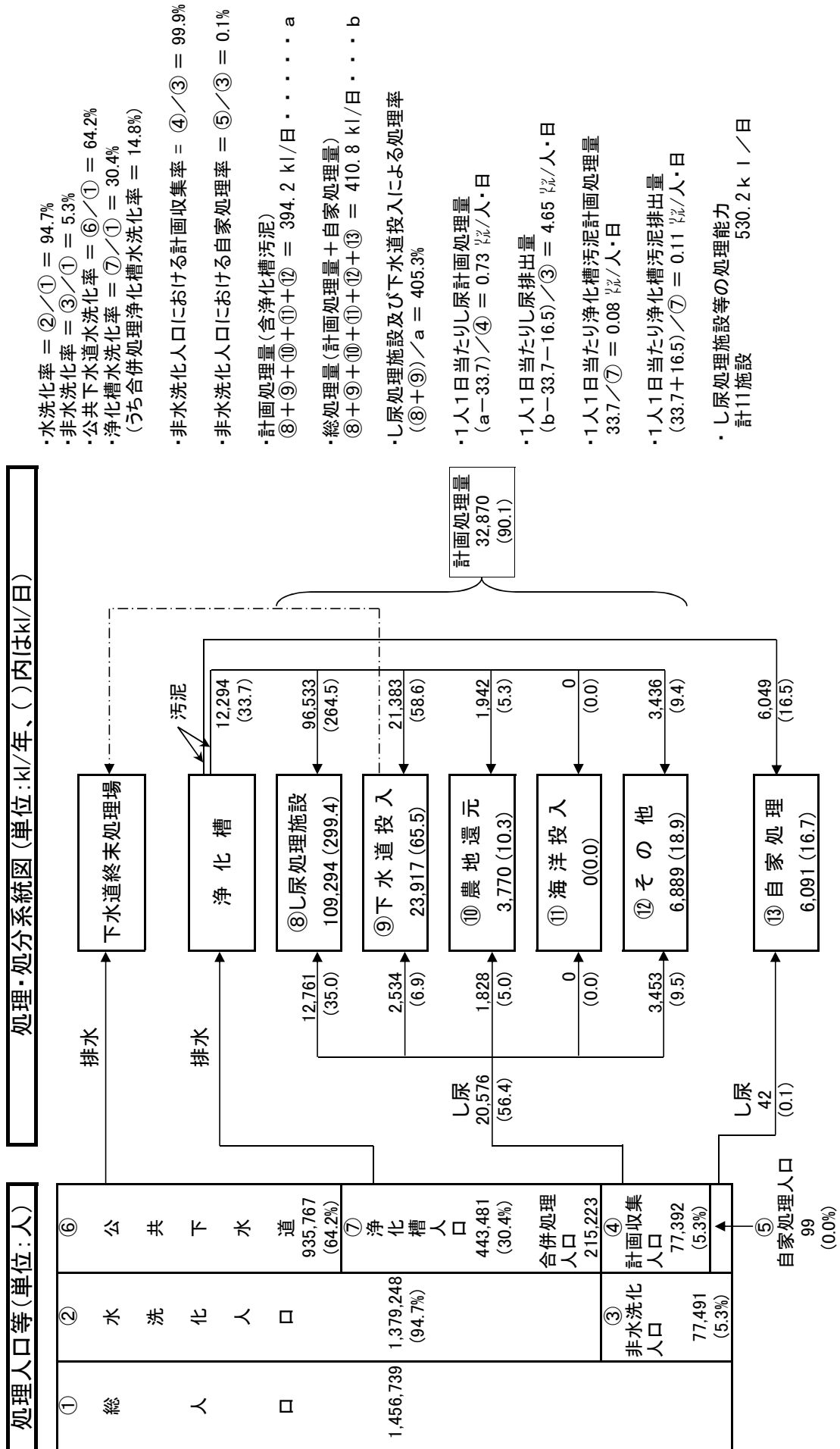


図 2-9 し尿処理フローシート・し尿処理の状況 (平成27年度)

表 2-8 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

(単位：kl/日)

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
下水道投入	19.3	23.4	16.7	22.8	17.6	18.8	40.7	58.0	36.6	64.2	68.7	65.5
し尿処理施設	303.3	318.6	322.6	314.3	310.8	312.2	282.8	293.9	279.5	300.8	295.3	299.4
農地還元	21.6	21.6	13.7	10.5	14.2	14.0	16.0	10.9	11.9	12.6	11.7	10.3
海洋投入	25.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	8.3	5.6	1.4	0.6	6.3	6.7	2.8	13.2	19	18.8	18.2	18.9
自家処理	0.9	66.0	0.3	5.9	5.7	0.1	0.0	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1

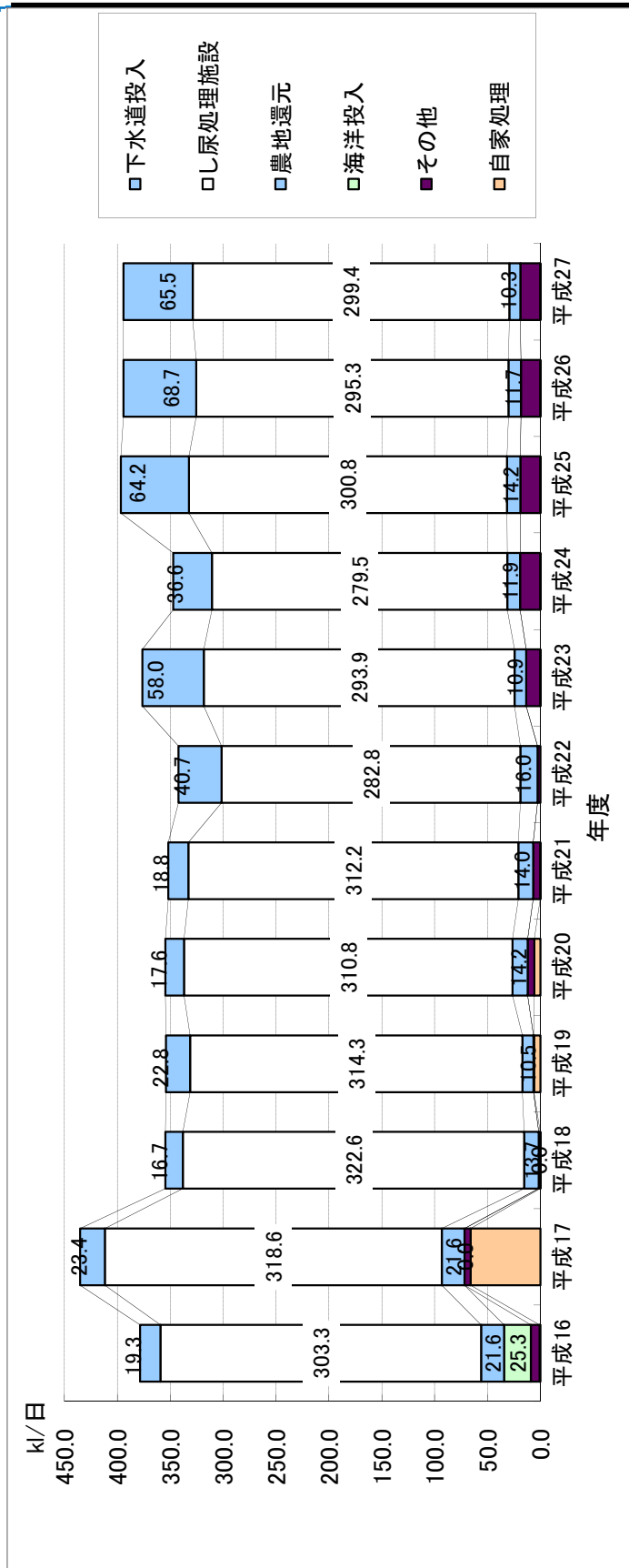


図 2-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理方法の推移

表2-9 し尿の形態別収集量・率の推移

(単位:kl/年)

区分	平成18		平成19		平成20		平成21		平成22		
	年度	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率
地方公共 団体によ るもの	直営	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3,003	2.4%
	委託	2,627	2.0%	2,328	1.8%	1,625	1.3%	1,442	1.1%	2,458	2.0%
許可業者 によるもの		126,742	98.0%	125,136	98.2%	123,829	98.7%	126,918	98.9%	119,312	95.6%
計		129,369	100.0%	127,464	100.0%	125,454	100.0%	128,360	100.0%	124,773	100.0%

区分	平成23		平成24		平成25		平成26		平成27		
	年度	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率	収集量	率
地方公共 団体によ るもの	直営	353	0.3%	538	0.4%	639	0.4%	1,475	1.1%	1,287	0.9%
	委託	1,323	1.0%	7,688	6.1%	7,085	4.9%	660	0.4%	659	0.5%
許可業者 によるもの		129,582	98.7%	118,488	93.5%	136,992	94.7%	145,004	98.5%	141,924	98.6%
計		131,258	100.0%	126,714	100.0%	144,716	100.0%	147,139	100.0%	143,870	100.0%

注)収集量には、浄化槽汚泥も含む。

### 3 一般廃棄物処理施設の整備状況

#### (1) ごみ処理施設の整備状況

平成29年3月末現在の整備状況を、表2-10～2-13、図2-11に示す。

ごみ焼却施設が32施設（1,837t/日）、粗大ごみ処理施設が7施設（134t/日）、最終処分場（国庫補助施設のみ）が20施設、再生利用施設（国庫補助施設のみ）が27施設整備されている。

しかし、ごみ焼却施設は1町が未整備となっており、新施設の整備を計画中である。また、最終処分場は14市町村が未整備となっており、このうち8市町村が2施設の整備を計画中である。残る6市村については、焼却灰の熔融スラグ化あるいは民間業者に最終処分を委託するなどにより対応している。

今後とも、地域の特性及び実状を勘案し、国の高率の交付金等を活用した施設整備を促進する必要がある。

#### (2) ごみ焼却施設のダイオキシン類排出濃度測定状況

平成27年度における各市町村のごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量を、表2-14に示す。

ごみ焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果から各施設の年間排出量を算出したところ、県全体では0.49g-TEQ/年となっている。

平成9年度の年間排出量（10.8g-TEQ/年）から90%削減するとした沖縄県ごみ処理広域化計画の目標値に対しては、目標年度の平成20年度では89%の削減であったが、その後は目標値を達成し、平成28年度では95.5%の削減となっている。

#### (3) し尿処理施設等の整備状況

平成29年3月末現在の整備状況を、表2-15、図2-12に示す。

し尿処理施設等は11施設（526k1/日）整備されており、他の市町村においても、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進が図られている。

また、上述の施設のうち、1施設において、有機性廃棄物を併せて処理を行い、資源回収を行う汚泥再生処理センターの整備を行っている。

今後は、下水道等の整備計画との整合性を図りつつ、汚泥再生処理センターの整備についても引き続き検討する必要がある。

表2-10 一般廃棄物焼却施設整備状況

平成29年3月末現在

	実施主体	構成市町村	規模(t/日)	処理方式	当初着工年月	当初事業費	直近着工年月	累計基幹改良等の費用(千円)	備考 (基幹改良等の回数)
		所在地	炉の形態	当初竣工年月	(千円)	直近竣工年月			
本島	1 名護市	名護市	40	機械化パッチ	S51.12	672,700	H18.6	1,057,206	(4回)
		名護市字宇茂佐1710-3	20 t/	8h × 2 基	S52.12		H19.3		
	2 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	12	機械化パッチ	H26.6	2,365,200			
		国頭村字宇嘉1179-416	6 t/	8h × 2 基	H28.6				
	3 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	40	機械化パッチ	H7.9	999,499	H21.4	516,649	(1回)
		本部町字北里182	20 t/	8h × 2 炉	H10.3		H22.3		
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	166	ガス化溶融	H14.2	5,950,707	H27.7	756,878	(1回) H27~H29工事予定
		うるま市具志川字栄野比1211-6	83 t/	24h × 2 基	H16.9				
	5 金武地区消防清掃組合	金武町、宜野座村	20	機械化パッチ	S59.2	386,956	H17.2	964,565	(4回)
		宜野座村字漢那2536-23	10 t/	8h × 2 基	S60.12		H18.2		
	6 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	70	準連続	H7.2	2,887,221			
		嘉手納町字久得242-1	35 t/	16h × 2 炉	H10.3				
7 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	309	ガス化溶融	H19.3	10,026,205				
	沖縄市字池原3394番地	103 t/	24h × 3 炉	H22.3					
8 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	40	全連続+灰溶融	H12.12	5,880,000			防衛施設庁予算(当初)灰溶融設備のみ稼働休止	
	中城村字伊舎堂池武当原787外	20 t/	24h × 2 基	H15.5					
9 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	450	全連続+灰溶融	H14.8	16,748,376	H28.7	1,439,436	(1回) H28~H32工事予定	
	南風原町字新川1650	150 t/	24h × 3 基	H18.3					
10 浦添市	浦添市	150	全連続+灰溶融	S55.10	2,349,961	H24.3	5,623,396	(4回)	
	浦添市伊奈武瀬1-8-1	75 t/	24h × 2 基	S57.12		H25.3			
11 東部清掃施設組合	西原町、与那原町、南城市、八重瀬町	98	準連続	S58.4	1,938,501	H18.10	3,257,961	(5回)	
	与那原町字板良敷1612	49 t/	24h × 2 炉	S60.3		H20.3			
12 糸満市豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	200	全連続+灰溶融	H7.12	9,179,278	H28.7	817,050	(1回) H28~H29工事予定	
	糸満市字東里74-1	100 t/	24h × 2 炉	H10.3					
13 伊江村	伊江村	7	機械化パッチ	H14.10	1,023,000			防衛施設庁予算(当初)	
	伊江村字東江上カダ原2788外	7 t/	8h × 1 炉	H16.2					
14 久米島町	久米島町	20	機械化パッチ	S63.10	504,952	H20.10	626,508	(2回)	
	久米島町字阿嘉297-133	10 t/	8h × 2 基	H2.1		H21.5			
15 渡嘉敷村	渡嘉敷村	4	機械化パッチ	H10.9	686,368	H25.11	313,926	(1回)	
	渡嘉敷村字渡嘉敷1845	4 t/	8h × 1 炉	H11.7		H26.8			
16 座間味村	座間味村(阿嘉島)	3	機械化パッチ	H9.4	344,400				
	座間味村阿嘉島地内	3 t/	8h × 1 炉	H10.3					
17 座間味村	座間味村	4	ガス化溶融	H14.11	883,902				
	座間味村字座間味牧治地内	4 t/	8h × 1 炉	H15.8					
18 粟国村	粟国村	3	機械化パッチ	H15.6	645,037				
	粟国村草戸原2334	3 t/	8h × 1 炉	H16.3					
19 渡名喜村	渡名喜村	0.49	ガス化燃焼	H25.11	19,425				
	渡名喜村高田地内	0.49 t/	8h × 1 炉	H25.11					
20 南大東村	南大東村	3	機械化パッチ	H10.12	534,601	H25.8	299,355	(1回)	
	南大東村字池之沢1-1	3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H26.3			
21 北大東村	北大東村	2	機械化パッチ	H12.12	609,175	H23.8	197,690	(1回)	
	北大東村字南211-1	2 t/	8h × 1 炉	H14.3		H24.3			
22 宮古島市	宮古島市	63	準連続	H25.3	2,211,663				
	宮古島市平良字西仲宗根地内	31.5 t/	16h × 2 基	H28.3					
23 多良間村	多良間村	3	機械化パッチ	H11.9	566,230	H22.8	299,780	(1回)	
	多良間村字仲筋1624-2	3 t/	8h × 1 炉	H12.5		H23.4			
24 石垣市	石垣市	120	連続	H7.3	2,829,941	H25.8	761,359	(1回) H24~H28工事	
	石垣市字平得大俣1273-439	60 t/	24h × 2 炉	H9.10		H29.3			
25 伊平屋村	伊平屋村	3	機械化パッチ+灰溶融	H16.1	1,284,740				
	伊平屋村字田名3225	3 t/	8h × 1 炉	H17.5					
26 竹富町	竹富町(波照間島)	0.4	ガス化燃焼	H17.11	36,385				
	竹富町字波照間4969-1	0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5					
27 竹富町	竹富町(黒島)	0.4	ガス化燃焼	H17.11	37,469				
	竹富町字黒島2601	0.4 t/	8h × 1 炉	H18.5					
28 竹富町	竹富町(竹富島)	0.4	ガス化燃焼	H18.9	43,960				
	竹富町字竹富878	0.4 t/	8h × 1 炉	H19.3					
29 竹富町	竹富町(小浜島)	0.5	ガス化燃焼	H18.9	37,711				
	竹富町字小浜3400-1	0.5 t/	8h × 1 炉	H19.3					
30 竹富町	竹富町(鳩間島)	0.4	ガス化燃焼	H20.11	49,014				
	竹富町字鳩間地内	0.4 t/	8h × 1 炉	H21.5					
31 竹富町	竹富町(西表島)	1.5	ガス化燃焼	H21.12	100,179				
	竹富町字高那地内	1.5 t/	8h × 1 炉	H23.1					
32 伊是名村	伊是名村	3	機械化パッチ	H22.7	512,598				
	伊是名村字勢理客3630	3 t/	8h × 1 炉	H24.1					
合 計		40市町村	1,837 t/日			72,345,353		16,931,759	

※ 基幹改良等=国の補助を受け、焼却施設の改良又は改造によって更新を行うこと。上記表中では、当初事業(施設建設時)と基幹改良等の事業を分けて標記。



表2-11 一般廃棄物最終処分場整備状況

平成29年3月末現在

実施主体	構成市町村	埋立開始年月	終了予定年月	埋立面積 (m <sup>2</sup> )	埋立容量 (m <sup>3</sup> )	平成27年度末		総事業費 (千円)
						残余容量 (m <sup>3</sup> )	残余年数 (推計)	
1 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	H20.4	H35.3	15,650	155,000	37,385	18.9	1,436,820
2 恩納村	うるま市、恩納村	H3.5	H24.3	12,300	100,000	40,921	28.7	583,220
3 伊江村	伊江村	H3.4	H24.3	25,382	72,400	45,540	141.4	160,734
4 宮古島市(野田最終処分場)	宮古島市	H6.6	H26.3	10,600	81,000	30,000	16.1	893,114
5 名護市	名護市	H7.4	H22.3	20,000	185,000	6,439	14.3	1,148,470
6 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	H9.2	H24.3	38,000	400,000	220,930	36.3	2,738,582
7 宮古島市(川満最終処分場)	宮古島市	H9.3	H30.3	7,000	52,000	8,000	9.6	906,400
8 石垣市	石垣市	H11.2	H27.3	15,200	140,000	31,327	7.2	2,224,183
9 粟国村	粟国村	H11.3	H28.3	6,000	15,000	7,270	242.3	580,670
10 渡嘉敷村	渡嘉敷村	H14.2	H35.3	3,000	15,000	13,352	54.9	466,917
11 多良間村	多良間村	H14.7	H35.3	3,000	10,000	9,349	106.2	503,214
12 久米島町	久米島町	H16.3	H36.3	5,000	25,000	15,747	14.3	905,829
13 国頭地区行政事務組合	国頭村、大宜味村、東村	H18.4	H38.3	7,200	45,000	33,668	33.3	1,214,621
14 竹富町	竹富町	H18.4	H33.3	4,300	22,000	19,701	83.1	637,539
15 伊是名村	伊是名村	H18.11	H34.3	2,500	11,000	10,457	166.0	416,684
16 与那国町	与那国町	H19.4	H39.3	3,000	11,000	7,357	11.5	711,505
17 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	H19.4	H33.3	13,000	107,000	59,960	15.7	4,338,657
18 本部町・今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	H21.4	H35.3	8,800	67,000	59,635	39.7	1,545,206
19 北大東村	北大東村	H21.2	H41.2	900	2,000	1,364	6.4	291,689
20 南大東村	南大東村	H22.3	H37.3	1,406	4,500	513	13.9	627,430
合計	27市町村			202,238	1,519,900	658,915	25.1	22,331,484

表2-12 粗大ごみ処理施設整備状況

平成29年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (t/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考
1 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	7	選別	—	H19.3	H22.3	総事業費は、下記同組合のリサイクルプラザに含まれる。
2 浦添市	浦添市	25	破碎	2,349,961	S55.9	S57.12	
3 比謝川行政事務組合	嘉手納町、読谷村	13	併用	666,672	H7.2	H10.3	
4 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	15	併用	330,969	H7.9	H10.3	
5 糸満市・豊見城市清掃施設組合	糸満市、豊見城市	30	併用	1,862,782	H7.12	H10.3	
6 名護市	名護市	5	併用	426,570	H10.10	H11.3	
7 那覇市・南風原町環境施設組合	那覇市、南風原町	39	併用	2,513,355	H14.8	H18.3	
合計	13市町村	134		8,150,309			

※ 処理方式の併用とは、粗大ごみの破碎と圧縮の両方の処理を行うこと。

表2-13 廃棄物再生利用施設整備状況

平成29年3月末現在

実施主体	構成市町村	施設規模	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	備考	
リサイクルプラザ	1 那覇市	那覇市	53 t/8h	1,869,900	H6.2	H7.3	H20-H23に拡充整備 (総事業費1,286,709千円)
	2 浦添市	浦添市	40 t/5h	3,515,978	H9.11	H11.3	
	3 中城村北中城村清掃事務組合	中城村、北中城村	9 t/5h	—	H12.12	H15.5	総事業費は同組合の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
	4 中部北環境施設組合	うるま市、恩納村	57 t/5h	3,163,983	H14.2	H16.3	
	5 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	82 t/日	2,582,873	H19.3	H22.3	
小計	9市町村	241 t/日	11,132,734				
リサイクルセンター	1 渡嘉敷村	渡嘉敷村	1 t/日	169,845	H12.9	H14.3	
	2 多良間村	多良間村	1 t/日	175,486	H12.9	H14.3	
	3 伊江村	伊江村	1 t/日	—	H14.10	H16.2	総事業費は同村の焼却施設に含まれる。(防衛施設庁予算)
	4 久米島町	久米島町	3 t/日	439,517	H15.1	H16.3	
	5 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	4.8 t/日	544,339	H16.10	H18.3	
	6 竹富町	竹富町	1.4 t/日	354,900	H16.11	H18.2	
	7 与那国町	与那国町	1 t/日	416,120	H17.3	H18.11	
	8 宮古島市(伊良部島)	宮古島市	1 t/日	213,691	H19.9	H20.3	
	9 伊是名村	伊是名村	1 t/日	75,470	H22.7	H24.1	
小計	11町村	15.2 t/日	2,389,368				
ストックヤード	1 石垣市	石垣市	576 m <sup>2</sup>	107,520	H9.11	H10.3	
	2 渡嘉敷村	渡嘉敷村	200 m <sup>2</sup>	49,936	H10.10	H11.3	
	3 糸満市	糸満市	631 m <sup>2</sup>	104,749	H11.11	H12.3	
	4 島尻消防清掃組合	南城市(旧:知念村、玉城村、大里村)、八重瀬町	612 m <sup>2</sup>	145,569	H12.3	H12.8	
	5 多良間村	多良間村	234 m <sup>2</sup>	54,295	H13.8	H14.3	
	6 北大東村	北大東村	150 m <sup>2</sup>	46,515	H14.4	H14.8	
	7 国頭地区行政事務組合	国頭村、東村、大宜味村	450 m <sup>2</sup>	81,375	H16.10	H18.3	
	8 本部町今帰仁村清掃施設組合	本部町、今帰仁村	600 m <sup>2</sup>	265,900	H18.2	H19.1	
	9 中部北環境施設組合(うるま市宇架野比地内)	うるま市	150 m <sup>2</sup>	186,060	H19.8	H20.3	
	10 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	1700 m <sup>2</sup>	273,803	H21.6	H22.1	
	11 中部北環境施設組合(うるま市石川伊波地内)	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	199,448	H21.7	H22.3	
	12 那覇市	那覇市	300 m <sup>2</sup>	33,942	H21.10	H23.2	
	13 中部北環境施設組合(うるま市磯連内間地内)	うるま市、恩納村	150 m <sup>2</sup>	194,355	H23.7	H24.3	
小計	18市町村	5,903 m <sup>2</sup>	1,743,467				
合計	27市町村		15,265,569				

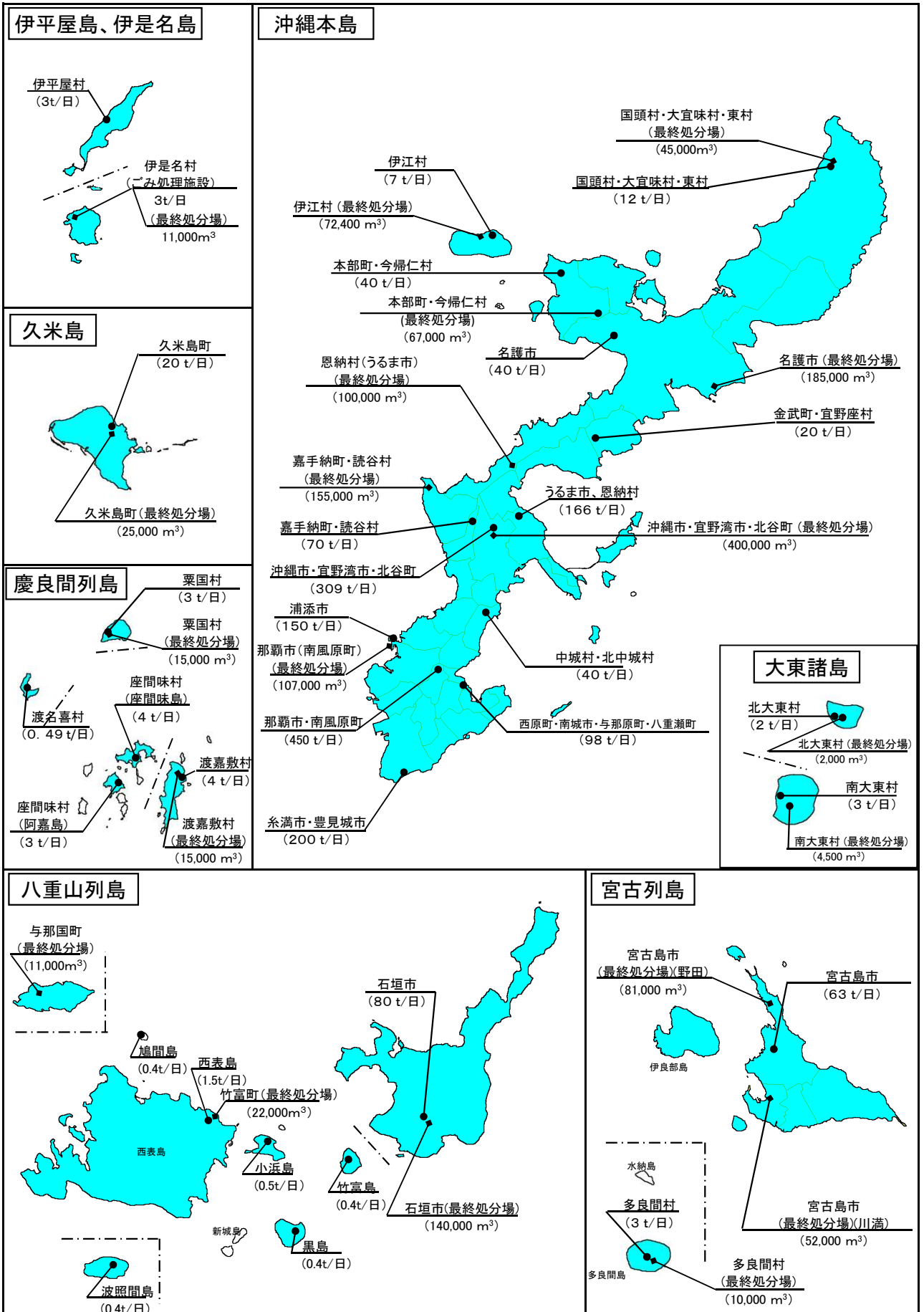


図2-11 ごみ処理施設整備状況(平成29年3月末現在)

表2-14 ごみ焼却施設からのダイオキシン類排出量

H28年度測定結果

	自治体名	施設名	ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)			年間排出量 (g-TEQ/年)
			炉番号	測定値	基準値	
沖 縄 本 島	浦添市	浦添市クリーンセンター	1号炉	0.027	5	0.0038
			2号炉	0.091		0.01094
			溶融炉	2.10	5	0.0408
	名護市	名護市環境センター	共通	0.47	5	0.081
			1号炉	0.47		0.040
	倉浜衛生施設組合	エコピア池原	2号炉	0.47		0.041
			1号炉	0.001	0.1	0.0002
			2号炉	0.001		0.0001
	3号炉	0.002	0.00026			
	東部清掃施設組合	東部清掃施設組合清掃工場	1号炉	0.016	5	0.0020
			2号炉	0.016		0.0021
	糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸豊環境美化センター	1号炉	0.14	1	0.031
			2号炉	0.12		0.030
	本那町今帰仁村 清掃施設組合	環境美化センター	1号炉	0.2	5	0.0067
			2号炉	0.60		0.015
	中城村北中城村 清掃事務組合	中城青葉苑	1号炉	0.00450	5	0.0002
			2号炉	0.00080		0.00005
	金武地区消防衛生組合	金武地区清掃センター	共通	1.00	10	0.0825
			1号炉	1.0		0.0415
			2号炉	1.0		0.0410
国頭地区行政事務組合	やんばる環境センター	1号炉	0.051	5	0.001	
		2号炉	0.033		0.000	
比謝川行政事務組合	環境美化センター	1号炉	0.44	5	0.068	
		2号炉	0.35		0.059	
中部北環境施設組合	美島環境クリーンセンター	1号炉	0.0077	1	0.000728	
		2号炉	0.012		0.0015	
那覇市・南風原町 環境施設組合	那覇・南風原クリーンセンター	1号炉	0.0001	0.1	0.000020	
		2号炉	0.0000011		0.0000002	
		3号炉	0.0000061		0.0000013	
		溶融 1号炉	0.000017	5	0.000000	
		溶融 2号炉	0.0000075		0.000000	
本 島 周 辺 離 島	伊江村	伊江村E&Cセンター	1号炉	0.72	5	0.00808
	渡嘉敷村	渡嘉敷村グリーンセンター	1号炉	0.5	10	0.0014
	座間味村	阿嘉島クリーンセンター	1号炉	休止中	10	0
		座間味村クリーンセンター	1号炉	休止中	5	0
	粟国村	粟国村ごみ焼却施設	1号炉	休止中	5	0
	南大東村	南大東村クリーンセンター	1号炉	0.3	5	0.00095
	北大東村	うふあがりクリーンセンター	1号炉	2.2	5	0.0050
	伊平屋村	伊平屋村クリーンセンター	1号炉	0.61	5	0.0024
	伊是名村	伊是名村ごみ処理施設	1号炉	0.61	5	0.00222
			共通	0.45	10	0.024
	久米島町	久米島クリーンセンター	1号炉	0.45		0.013
			2号炉	0.45		0.012
	宮 古	宮古島市	宮古島市クリーンセンター	1号炉	0.000068	5
2号炉				0.00011	0.000	
	多良間村	クリーンセンターたらま	1号炉	2.10	5	0.00483
八 重 山	石垣市	石垣市クリーンセンター	1号炉	0.03	5	0.0011
			2号炉	0.034		0.002
	竹富町	西表小型焼却炉施設	1号炉	0.011	5	0.00002560
			1号炉	0.011	5	0.0000079
			1号炉	0.031	5	0.000041
			1号炉	0.090	5	0.0000773
			1号炉	0.0052	5	0.0000053
1号炉	0.45	5	0.00007056			
<b>年間排出量合計</b>					<b>0.49</b>	

注1 焼却施設を整備していない市町村(与那国町)  
 注2 炉番号の共通とは、複数の炉の排ガスを煙突等の排ガスが混合する共通の煙道で測定したことを示す。  
 注3 測定値は、平成28年度の測定結果。  
 注4 ダイオキシン類の毒性等価計数は、WHO-TEF(2006)を適用した。  
 注5 複数炉を有する平成20年4月1日前に設置された施設のダイオキシン類濃度基準値については、平成21年3月12日付付保第767号環境保全課長通知に  
 基づき、当分の間、各焼却炉の焼却能力の合計によらず、各焼却炉の能力に応じて基準を適用する。  
 注6 粟国村ごみ焼却施設については基準値超過が確認されたため、H27年10月に降休止。

表2-15 し尿処理施設等の整備状況

平成29年3月末現在

実施主体	構成市町村	規模 (kl/日)	処理方式	総事業費 (千円)	着工年月	竣工年月	平27年度 処理実績 (kl/年)
1 石垣市	石垣市	25	嫌消	80,317	昭46. 6	昭47. 6	13,889
2 名護市	名護市、国頭村(委託)、 東村(委託)、 大宜味村(委託)	40	二段活	115,997	昭47. 8	昭48. 3	13,711
3 本部町今帰仁村 清掃施設組合	本部町、今帰仁村	35	〃	579,180	昭49. 9	昭50. 6	7,536
4 倉浜衛生施設組合	沖縄市、宜野湾市、北谷町	130	〃	1,293,000	昭51. 3	昭52. 2	8,536
5 中部衛生施設組合	うるま市、嘉手納町、 読谷村、恩納村(事業所 分)	80	二段活 (低希釈)	850,345	昭53. 3	昭55. 6	21,487
6 糸満市豊見城市 清掃施設組合	糸満市、豊見城市	65	〃	998,496	昭55. 12	昭57. 3	12,311
7 宮古島市(旧伊良 部町)	宮古島市(旧 伊良部町)	10	好気性 (低希釈)	242,000	昭56. 1	昭58. 3	0
8 多良間村	多良間村	3	二段活 (低希釈)	83,000	昭57. 11	昭58. 3	149
9 島尻消防清掃組合	南城市、(旧 知念村、玉城 村、大里村)八重瀬町、南 風原町(委託) ※H26. 12から八重瀬町のみ	30	二段活 (低希釈)	893,464	昭61. 2	昭62. 9	9,545
10 東部清掃施設組合 (H26. 12供用開始)	与那原町、西原町、南城市、 南風原町、中城村、北中城 村	107	固液分離・ 希釈方式	1,263,134	平24. 12	平26. 12	17,441
11 北大東村	北大東村	1	好消	319,572	平27. 7	平28. 9	-
合 計	25	526		6,718,505			104,605

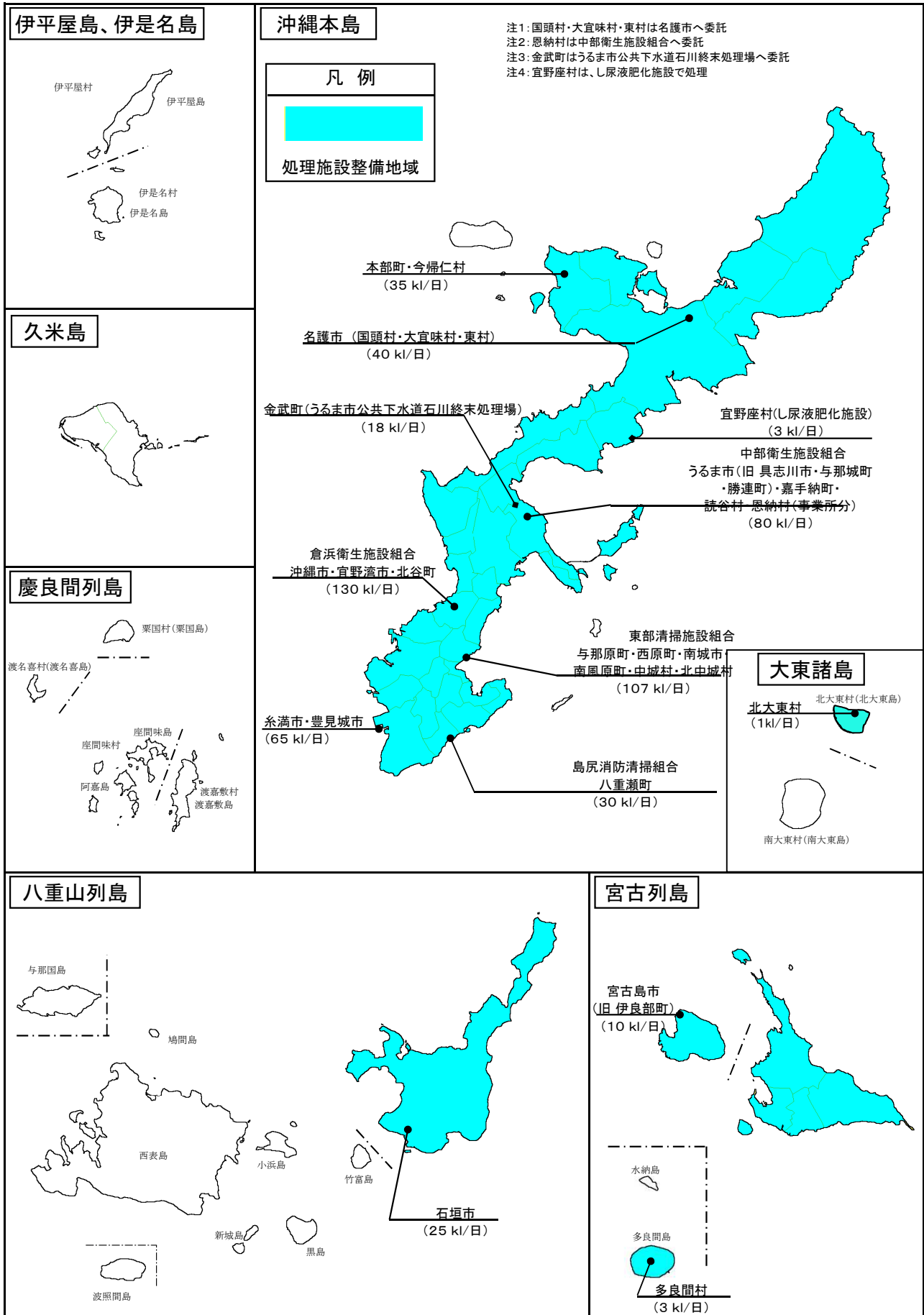


図2-12 し尿処理施設等の整備状況 (平成29年3月末現在)

## 4 浄化槽

### (1) 合併処理浄化槽の設置基数及び新設率について

平成27年度までに、県内に設置された浄化槽は84,879基で、そのうち合併処理浄化槽の占める割合は30.3% (25,740基) となっており、合併処理浄化槽の普及が十分に進んでいるとはいえない状況である。

なお、平成12年度の建築基準法及び浄化槽法の改正により、平成13年4月1日から浄化槽を新たに設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられている。

表 2-16 累積浄化槽設置基数の推移

年度 種別	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
単独処理浄化槽 (%)	87,198 (82.8)	80,283 (80.7)	79,104 (79.1)	71,621 (78.0)	67,153 (81.2)	67,153 (81.2)	61,484 (75.8)	60,904 (71.9)	51,526 (68.0)	51,526 (68.0)
合併処理浄化槽 (%)	18,105 (17.2)	19,204 (19.3)	20,920 (20.9)	20,229 (22.0)	15,569 (18.8)	15,569 (18.8)	19,616 (24.2)	23,748 (28.1)	24,298 (32.0)	24,298 (32.0)
合計	105,303	99,487	100,024	91,850	82,722	82,722	81,100	84,652	75,824	75,824

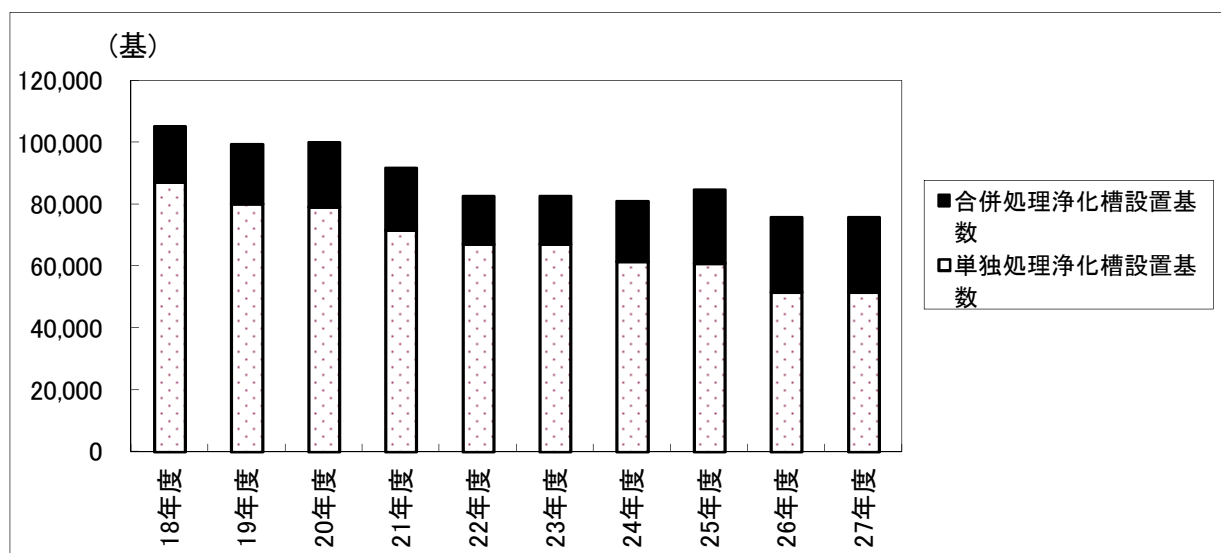


図 2-13 合併処理浄化槽設置基数及び単独処理浄化槽設置基数の推移

### (2) 法定検査の実施状況

浄化槽管理者は、浄化槽法により浄化槽使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に、水質に関する検査（7条検査）及び毎年一回の水質検査（11条検査）を受けなければならない。

本県においては、平成27年度実績で、7条検査の実施率は100%（全国平均92.5%）で全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は8.0%（全国平均39.4%）と低い実施率となっている。

表 2-17 法定検査実施率

項目	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	項目									
沖縄	7条検査(%)	100	100	100	100	100	95.1	93.5	97.2	100
	11条検査(%)	4.0	4.5	5.3	5.4	6.1	7.1	6.9	7.2	8.0
全国	7条検査(%)	87.9	89.9	90.8	92.9	91.6	91	90.4	93.8	92.5
	11条検査(%)	25.7	27.2	28.7	30.4	31.8	33.4	36.3	37.9	39.4

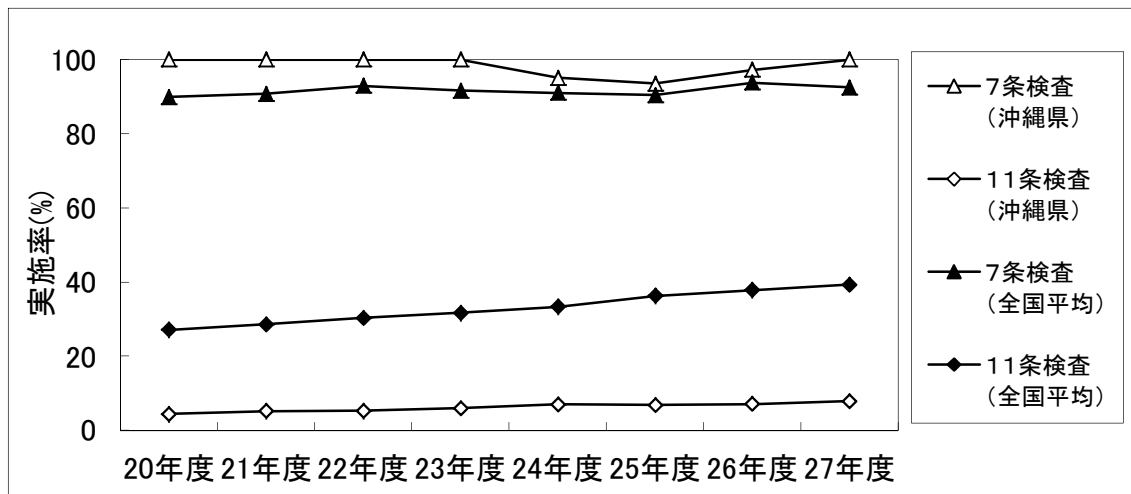


図 2-14 法定検査実施率

### (3) 生活雑排水対策

本県においては、生活雑排水による公共用水域等の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の普及促進に努めている。

昭和62年に、国において合併処理浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では、平成3年度より国庫補助に加え県費補助制度を設け同事業を開始し、合併処理浄化槽の普及促進を図ってきており、平成25年度までに1,206基が同事業により設置された。

また、浄化槽の清掃や保守点検、法定検査といった適正な維持管理を促進するため、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には、合併処理浄化槽を設置するものとし、浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。本改正により、法定検査（7条検査）受検率が向上している状況である。

さらに、平成13年度より、浄化槽設置者を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理の必要性や法定検査受検の責務等の普及啓発を図っている。

(4) 浄化槽行政指導状況

浄化槽の維持管理が不適正な場合には、放流水の水質悪化や悪臭によって、地域住民に迷惑をかけるほか、公共用水域の汚濁を招くことになる。

このため、浄化槽設置者等に対して、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、定期的な保守点検及び清掃を実施するよう監視、指導を行っている。

表 2-18 浄化槽行政指導状況（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

法第5条 第2項 改善勧告	法 第 12 条 第 1 項									
	助 言 ・ 指 導					勧 告				
設置者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者
0	794	0	0	0	0	0	0	0	0	0

法第12条第2項					
改 善 命 令					使用停止命令
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	技 術 管理者	管 理 者
0	0	0	0	0	0

浄化槽法第7条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
0	0	0

浄化槽法第12条の2 <sup>注1)</sup>		
指導・助言	勧告	改善命令
管理者		
7	0	0

注1)平成18年2月1日の浄化槽法改正により新たに欄を追加。

法 第 53 条 また は 条 例 関 係 <sup>注2)</sup>									
報 告 徴 収					立 ち 入 り 検 査				
管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関	管理者	保守点検 業者	管理士	清掃 業者	指 定 検査機関
41	25	0	0	0	12	21	0	0	0

注2)条例とは法48条に規定する条例をいう。



## 5 容器包装リサイクル法

### (1) 分別収集計画策定状況

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器リサイクル法」という。）に基づき、市町村は、容器包装廃棄物の分別収集の実施にあたって、3年毎に分別収集計画を定める必要がある。

平成28年度に40市町村が、平成29年度を始期とする「第8期市町村分別収集計画」を策定した。

沖縄県では、市町村の分別収集計画の策定を踏まえ、容器包装廃棄物の分別収集を促進するため、平成28年8月に「第8期沖縄県分別収集促進計画」を策定した。

**表2-19 第8期沖縄県分別収集促進計画の概要**

#### 19-(1) 市町村分別収集計画策定状況

分別収集計画策定市町村数	40	市町村数	41	計画策定率	97.6%
--------------	----	------	----	-------	-------

#### 19-(2) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集取組予定市町村

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
無色ガラスビン	31	31	31	31	31
茶色ガラスビン	32	32	32	32	32
その他ガラスビン	37	37	37	37	37
その他紙	0	0	0	0	0
ペットボトル	40	40	40	40	40
その他プラスチック	9	10	10	10	10
（うち白色トレイ）	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)
スチール缶	40	40	40	40	40
アルミ缶	40	40	40	40	40
段ボール	36	36	36	36	36
紙パック	29	29	29	29	29

#### 19-(3) 容器包装廃棄物排出見込量

(単位：t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
容器包装廃棄物排出見込量	47,311.7	50,316.5	47,283.2	47,253.1	47,228.5

19-(4) 分別基準適合物及び法第2条第6項指定物の分別収集見込量 (単位：t)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
無色ガラスビン	4,529.2	4,545.6	4,562.0	4,580.2	4,596.4
茶色ガラスビン	3,375.5	3,387.9	3,399.1	3,415.3	3,424.8
その他ガラスビン	4,720.9	4,741.1	4,760.9	4,780.6	4,799.7
その他紙	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ペットボトル	4,346.6	4,361.0	4,384.4	4,400.6	4,417.7
その他プラスチック (うち白色トレイ)	1,123.5 (9.2)	1,143.5 (10.2)	1,152.5 (10.2)	1,162.5 (11.2)	1,171.5 (11.2)
スチール缶	3,543.4	3,565.5	3,588.7	3,603.8	3,614.9
アルミ缶	712.5	718.6	716.6	718.5	721.4
段ボール	7,006.7	7,042.3	7,075.2	7,109.3	7,144.1
紙パック	164.5	166.6	166.6	167.6	167.6
合計	29,522.8	29,672.1	29,806.0	29,938.4	30,058.1

(2) 分別収集状況

第7期分別収集計画に基づき、平成27年度は、41市町村の内40市町村が分別収集を実施した。

表2-20 容器包装廃棄物分別収集実績(年度別)

(単位：t)

区分	種類	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
特定分別 基準適合物	無色ガラス	3,291	3,001	3,256	4,103	4,315	4,253	4,016	4,208
	茶色ガラス	2,734	2,453	2,679	3,338	3,522	3,417	3,107	3,131
	その他ガラス	4,792	4,592	3,430	3,894	3,764	4,155	4,755	4,814
	ペットボトル	4,044	3,866	3,863	3,843	3,860	4,016	3,399	4,277
	その他紙	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他プラ	143	1,143	1,196	1,182	1,072	1,052	1,092	1,115
小計		15,004	15,055	14,424	16,370	16,533	16,893	16,369	17,545
法第2条第 6項指定物	スチール缶	4,407	4,760	3,844	3,573	3,651	3,388	3,320	3,405
	アルミ缶	441	560	501	505	483	500	569	656
	紙パック	186	147	95	83	91	85	91	91
	段ボール	4,954	5,754	4,654	4,615	4,567	4,574	4,780	4,789
小計		9,988	11,221	9,094	8,776	8,792	8,547	8,760	8,941
合計		24,992	26,276	23,518	25,146	25,325	25,440	25,129	26,486

※その他紙、その他プラ、段ボールは平成12年度より容器包装リサイクル法の対象となったものである。

## 6 自動車リサイクル法

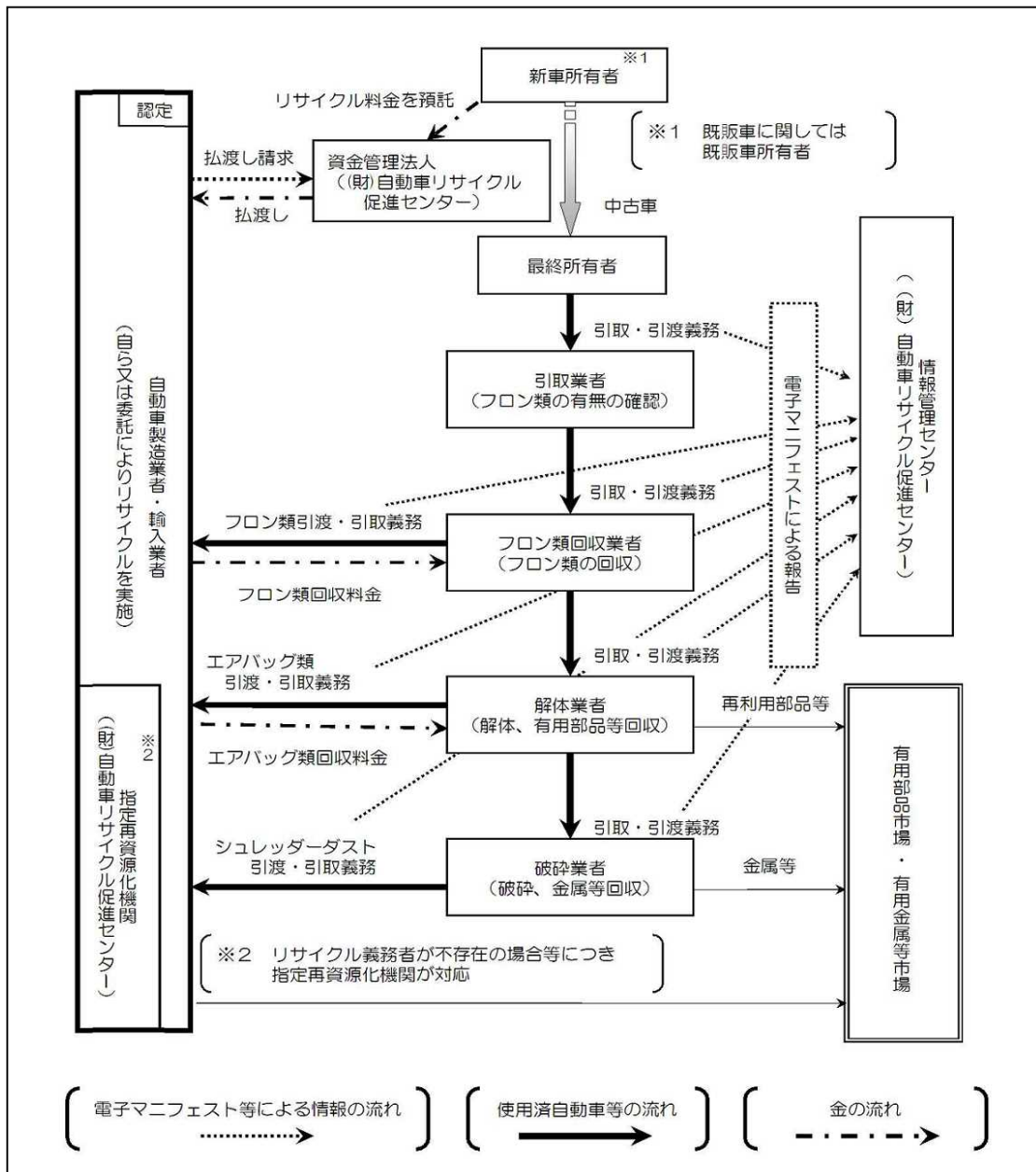
### (1) 自動車リサイクル法の概要

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下、「自動車リサイクル法」という。）は平成14年に公布され、拡大生産者責任の考え方にに基づき、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的としている。自動車所有者がリサイクル料金を預託し、自動車製造業者や使用済自動車の適正処理を行う関連事業者等の役割分担を定めており、平成17年1月1日に本格施行された。（図2-15）

県では、使用済自動車のリサイクル・適正処理が実施されるよう、事業者の申請に基づき、法の基準に適合しているか審査し、引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破碎業の許可など登録・許可業務及び指導等を行っている。

本県の自動車リサイクル法に基づく登録・許可件数は、平成29年4月現在、引取業437件、フロン回収業176件、解体業135件、破碎業15件となっている。

図2-15 使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

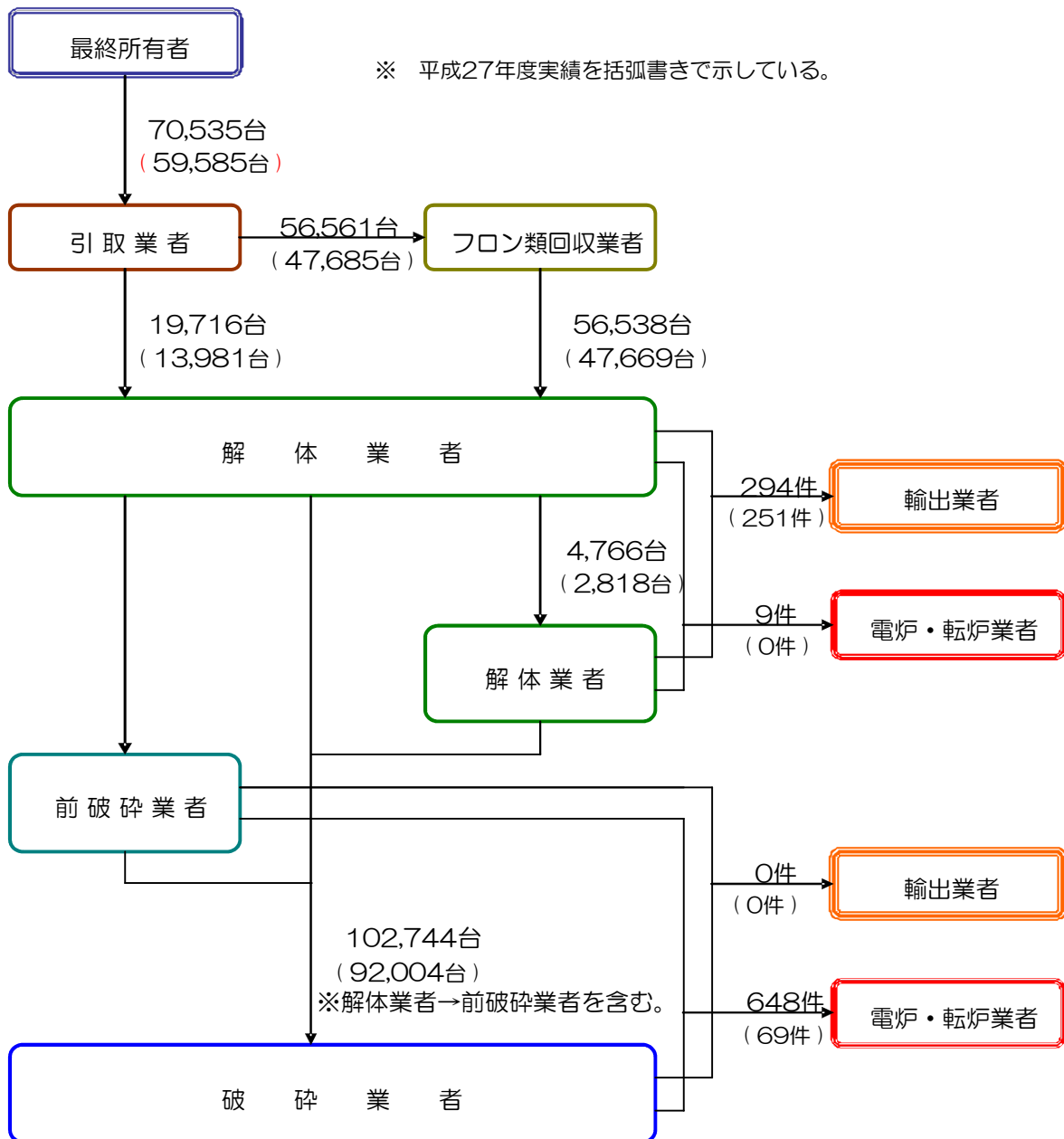


(2) 使用済自動車等の処理の状況

平成28年4月から平成29年3月までの引き取られた台数は、70,535台となっており、前年度に比べて、約18.3%増加している。その他の業区分における引取実績についても、増加している。

廃自動車の大部分は最終的に破砕されるが、解体後に輸出されるケースや、電炉・転炉業者へ引き渡されるケースが若干数みられる。(図2-16)

図2-16 平成28年度使用済自動車処理実績



## 7 海岸漂着物等の状況

海岸漂着物等とは、海岸に漂着したごみ及び海岸に散乱しているごみのことであり、平成23年度の海岸踏査において全地域合計で8,892m<sup>3</sup>が確認されている。地域別では八重山諸島が最も多く3,802m<sup>3</sup>、ついで沖縄本島周辺離島1,936m<sup>3</sup>、宮古諸島1,926m<sup>3</sup>、沖縄本島1,228m<sup>3</sup>となっている（図2-17）。

種類別にみた場合、ペットボトル、漁業用ブイ、その他プラスチック類、発泡スチロールといった、風の影響を強く受けるごみが大半を占めている（図2-18）。

ペットボトルの生産は中国製が57%と最も多く、韓国、台湾等を合わせた海外由来のペットボトルが72%を占めている（図2-19）。

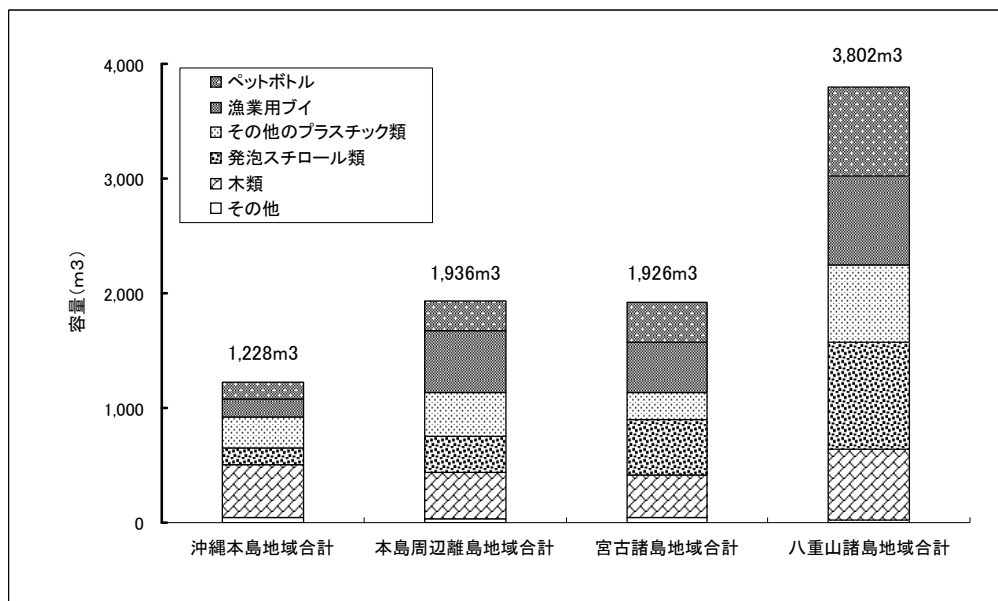


図2-17 地域別漂着ごみ量 (平成23年度現存量)

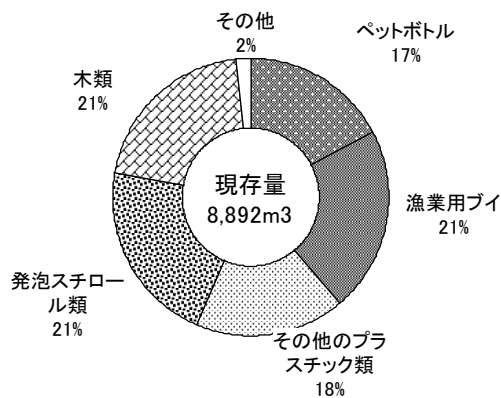


図2-18 種類別割合

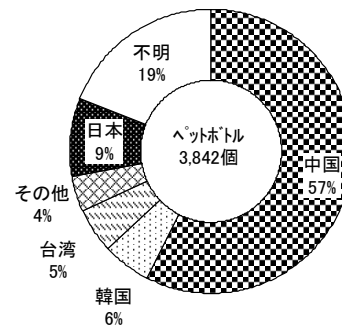


図2-19 生産国別割合

表2-21 海岸漂着物回収事業地域別実績(平成22年度～平成28年度)

地域	重点対策 区域数	H23.1～ H23.8 現存量 (m3)	H22～H28合計実績			H27実績			H26実績			H25実績			H24実績			H23実績			H22実績						
			回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)	回収 区域数	回収量 (m3)	回収量 (トン)				
本 島 及 び 周 辺 離 島	25	1,461	19	5,512	900	16	333	40	15	549	48	18	1,500	261	13	594	105	12	1,748	281	14	785	165	3	3.0	0.4	
	14	303	14	998	184	3	16	4	1	3	3	1	4	0.38	4	31	7	12	280	51	14	664	119	1	0.1	0.1	
	19	1,401	15	3,711	342	9	182	16	6	128	10	12	515	46	10	534	47	12	882	83	14	1,463	139	4	6.8	0.9	
宮古諸島地域	14	1,926	14	4,959	799	13	144	13	8	441	57	13	1,216	209	12	170	66	13	606	73	13	1,703	276	9	679	106	
八重山諸島地域	19	3,802	18	10,664	1,334	15	1,049	60	10	417	70	14	2,392	239	11	1,144	150	16	1,622	201	15	3,818	581	7	222	34	
全地域合計	91	8,892	80	25,844	3,560	56	1,724	133	40	1,539	189	58	5,627	755	50	2,473	373	65	5,138	689	70	8,433	1,280	24	911	141	
備考																											

※小数点等の関係上、合計値は一致しない。